

## ○ 総務省告示第 号

事業用電気通信設備規則（昭和六十年郵政省令第三十号）第三十五条の二十六第一項（同令第四十条の二第六項及び第四十五条の八第八項の規定において準用する場合を含む。）の規定に基づき、昭和六十年郵政省告示第二百二十八号（事業用電気通信設備規則の細目を定める件）の一部を次のように改正する。

令和 年 月 日

総務大臣 林 芳正

次の表により、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
<p>(総合品質)</p> <p>第五条 「略」</p> <p>3   「2 略」</p> <p>3   規則第三十五条の二十六第一項（規則第四十四条の二第六項及び第四十五条の八第八項において適用する場合を含む。）の規定による総合品質の基準は、電気通信事業者の用いるモバイル網固定電話用設備に接続する端末設備等相互間において、次の各号のいずれかに該当するものとする。</p> <p>一 ITCTT P. 863勧告におけるPOLQA値を三・一を超える値とし、G. 11勧告における平均遅延の値を四〇〇ミリ秒未満とする。ただし、これらの値を算出できる確率が〇・九五以上でなければならない。</p> <p>二 ITCTT P. 863勧告におけるPOLQA値を三・六を超える値とし、G. 11勧告における平均遅延の値を五〇〇ミリ秒未満とする。ただし、これらの値を算出できる確率が〇・九五以上でなければならない。</p> <p>4   「略」</p>	<p>(総合品質)</p> <p>第五条 「同上」</p> <p>「2 同上」</p> <p>「新設」</p> <p>3   「同上」</p>
<p>備考 表中の「」の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。</p>	

## 附 則

### (施行期日)

- 1 この告示は、令和八年十一月一日から施行する。

### (準備行為)

- 2 電気通信事業法施行規則等の一部を改正する省令（令和 年総務省令第 号）附則第三条第二項の規定に基づき、同令第三条の規定による改正後の事業用電気通信設備規則第三十五条の二十六（同令第四十四条の二第六項及び第四十五条の八第八項の規定において準用する場合を含む。）の規定の例により届出をしようとする者は、この告示の施行の日前においても、この告示による改正後の昭和六十年郵政省告示第二百二十八号第五条第三項の規定の例によることができる。